

国 空 空 技 第 5 4 7 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

東京航空局次長殿
大阪航空局次長殿
航空保安大学校長殿
東京航空交通管制部長殿
神戸航空交通管制部長殿
福岡航空交通管制部長殿
国土技術政策総合研究所管理調整部長殿
北海道開発局港湾空港部空港・防災課長殿
東北地方整備局港湾空港部長殿
北陸地方整備局港湾空港部長殿
関東地方整備局港湾空港部長殿
中部地方整備局港湾空港部長殿
近畿地方整備局港湾空港部長殿
中国地方整備局港湾空港部長殿
四国地方整備局港湾空港部長殿
九州地方整備局港湾空港部長殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長殿

国土交通省 航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港請負工事積算基準の一部改定について

標記について、別添のとおり改定し、入札書の提出期限の日が令和7年4月1日以降となる工事及び業務（以下「工事等」という。）に適用することとしたので通知する。

これに伴い、新積算基準の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

入札書の提出期限の日が令和7年4月1日以降の工事等のなかで、本件の一部改定（令和7年3月21日改定）前の旧積算基準にて積算を実施した工事等については、新積算基準に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

- ・ 工事等の発注者又は受注者は、工事請負契約書（令和４年１２月６日付 国空予管第９７５号）第２５条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

（記載例）

本工事は、令和６年度積算基準に基づくものであるが、令和７年３月２１日に令和７年度積算基準が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和７年４月１日以降、工事請負契約書第２５条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

k ：落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。